

九十九里町行政改革大綱 2017

～「人、自然、風土が活きる海浜文化都市
九十九里」を目指して～

平成29年3月
九 十 九 里 町

目

次

はじめに

1	行政改革推進の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	行政改革推進のための具体的方策・・・・・・・・・・	5
第1章	財政の健全化・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	民間委託の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	財政運営の健全化・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	外郭団体の健全な運営・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章	組織・人事の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	組織の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	職員数の適正化と多様な人材の活用・・・・・・・・	10
3	給与の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	職員の意欲・能力を引き出す環境づくり・・・・・	11
第3章	町民とともに進める公共サービスの向上・・・・・・・・	11
1	地域や町民との協働の推進・・・・・・・・・・	12
2	町民の声を反映した行政サービスの向上・・・・・・・・	12
3	行政運営の透明性の確保・・・・・・・・・・	13

はじめに

本町では、昭和60年度に「行政改革大綱」を掲げてから、具体的な取り組みを位置づけた計画を策定し、「行政改革推進懇談会」の意見等を参考にしながら、事業や組織の見直しを着実に実行してきました。その結果、学校給食調理業務等の外部委託化や職員数の削減による歳出の抑制を得ましたが、今後は従来の事業の廃止、縮小や人員の削減という視点だけではなく、「適正化」という視点を併せて持つことが必要になります。

2025年には日本の高齢化率が30%以上という超高齢社会になるとされており、本町でも39.1%になると推計されています。また、厚生労働省の推計によると、2012年度から2025年度にかけて介護給付費は2.4倍、医療給付費は1.5倍と社会保障費の急激な増加が見込まれています。

この2025年問題は、全国の自治体を取り組まなければならない喫緊の課題です。さらに、公共施設やインフラなどの老朽化が進み、これから大量に大規模な修繕や更新の時期を迎えることから、公共施設の統廃合やインフラの長寿命化などの見直しを進めても、なお多額の費用が必要となります。

一方で町税等の歳入は、少子化による生産年齢人口の減少から大幅な伸びは期待できません。超高齢社会・人口減少社会をどのように乗り越えるかが、持続可能な経営のためのカギとなります。

このように自治体を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、高度化・多様化する町民ニーズに迅速に対応するためには、より必要性が高い事業に重点を置き、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなどの取り組みが不可欠です。また、新たな財源を確保する努力や超高齢社会・人口減少社会への対策などの事業展開も必要です。加えて、地方分権の進展によって、町民と地域が主役となったまちづくりを行政が支える仕組みの構築が求められています。

これらの重要な課題を解決し、町民が求めている質の高いサービスを持続的に提供していくため、これまでの行政の仕組みや改革の手法にとらわれることなく、新たな発想で行財政改革に取り組みます。そして、町民の参画を得ながら、変化に対して創意工夫を持って対応できる九十九里町の実現を目指すとともに、さらなる行政改革の歩みを着実に進めるため、新たな「行政改革大綱」を策定し公表します。

※ 町民ニーズ・・・町民の要望、求めているもの。

※ 行政改革推進懇談会・・・九十九里町の行政改革に関し必要な調査及び意見を述べる。

1 行政改革推進の基本方針

《基本姿勢》

本町の財政状況は、今後も厳しい状況が続くと考えられます。

そのような状況において、行政サービスを低下させることなく、さまざまな行政需要に対応していかなければなりません。

そこで本町では、以下の基本姿勢をもとに行政改革を推し進めていきます。

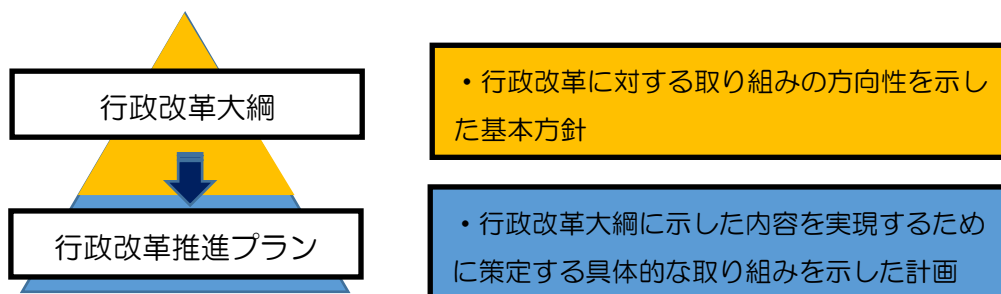
— 行政改革の基本姿勢 —

- 1 事業の検証や見直しを継続的に実施するとともに、計画的な財政運営によって財政の健全化を図ります。
- 2 時代の要請に応じた適正な組織編成・人員配置を行うとともに、職員の意欲・能力の向上に努めます。
- 3 町民との連携・協力のもと、町民協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開などにより行政運営の透明性を確保します。

《行政改革の体系》

本大綱に基づき、行政改革推進プランを策定し、公表し、目標を掲げながら着実かつ計画的に取り組みを進め、その状況や成果について検証します。

— 行政改革の体系 —

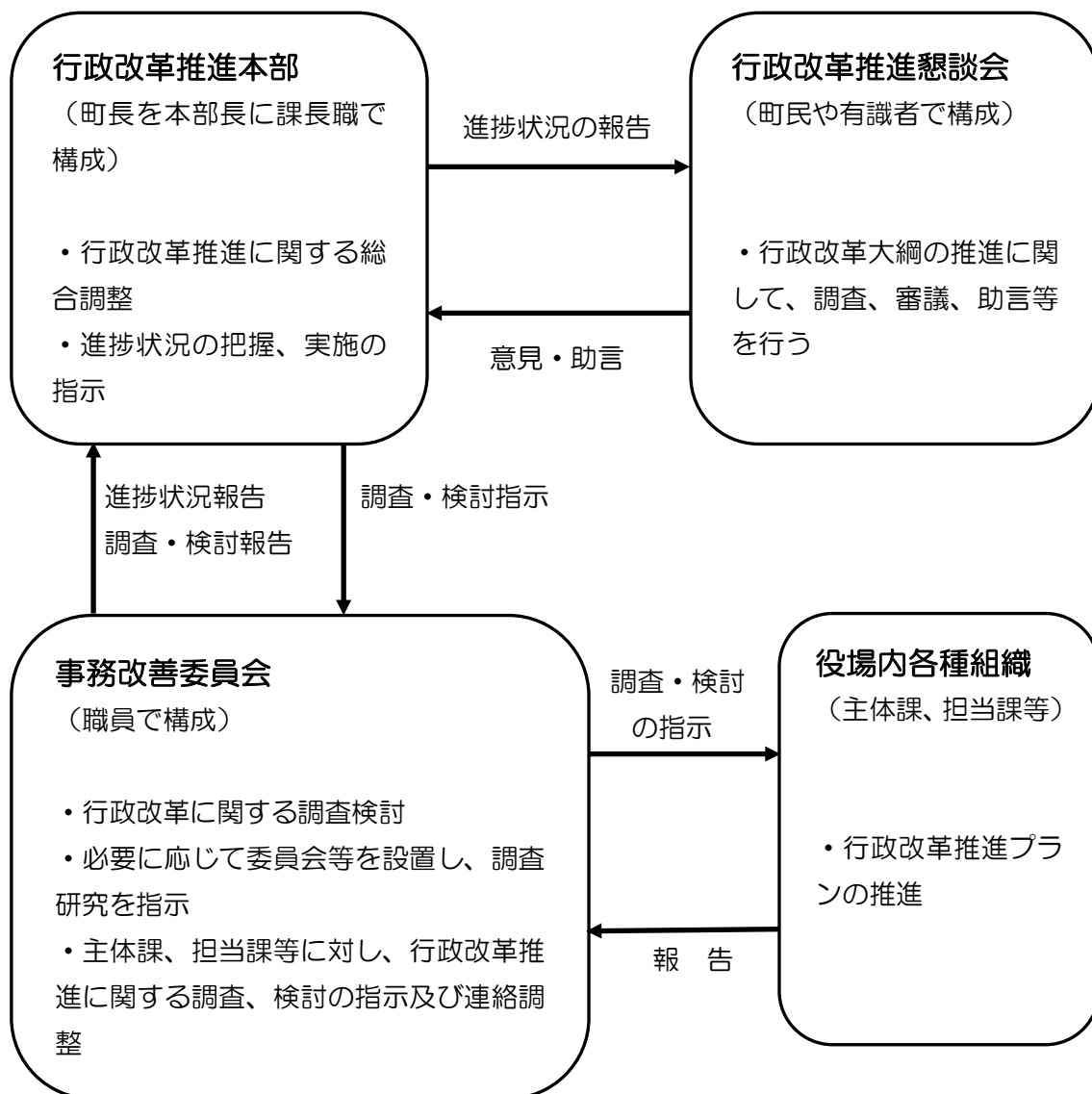


《推進体制》

町長を本部長、副町長を副本部長とした強力なリーダーシップのもと、各課等の長で構成される行政改革推進本部が中心となり、全職員の強い自覚のもと行政改革の取り組みを実行し、進行管理を行うことで成果を上げていきます。

また、町民や有識者で構成する行政改革推進懇談会に、計画案や進捗状況、実績を報告し、その意見などを参考にしながら行政改革を進めていきます。

—行政改革の推進体制—



2 行政改革推進のための具体的方策

第1章 財政の健全化

本町の財政を取り巻く環境は、高齢化の進展や生産年齢人口の減少による町税等の収入の落ち込み、社会保障費の増加が今後も続くことや公共施設の老朽化に伴う維持・補修費などの増大によりますます厳しい状況に陥ることが予想されます。

一方で、こうした財政状況の中でも、時代のニーズに合わせた新しい行政サービスの提供も必要です。そのためには、既存事業の見直しを常に行い、財政の健全化に取り組んでいきます。

1 事業の見直し

(1) 事業の見直し

より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、現在行っている事業の必要性、効率性や効果について常に検証し、見直しを進めます。

(2) 情報化経費の適正化

行政サービスの向上や事務の効率化には、情報システムの活用は欠かせません。

ますます複雑化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、質の高い行政システムの構築が必要となります。セキュリティ水準の向上とシステム運用コストの削減を図るため、複数の地方公共団体で共同運営をしている自治体クラウドシステムへの参加を検討します。

※ クラウドシステム・・・データを自分のパソコンやスマートフォンではなくインターネット上に保存する使い方、サービスのこと。

(3) 補助金等の見直し

補助金等は、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析、行政の責任範囲や公的負担の是非、補助の効果などの基準面について検証していくとともに、引き続き適正な運用に努めます。

また、補助金等の個々の趣旨に鑑み、社会のセーフティーネットとなっている制度については、受益者への影響を配慮しながら見直しを進めます。

※ セーフティーネット・・・経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策

2 民間委託の推進

各種の行政サービスの提供については、多様化・高度化する行政需要のすべてに行政自らが直接対応していくことが困難な状況にあります。

そこで、民間が行うことによる利点を活用した方が、より効率的かつ効果的に実施できるものは、民間（町民・企業）が担う取組み（アウトソーシング・地域協働）を推進し、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意して、民間委託を推進します。

※ アウトソーシング・・・行政活動に必要な機能の一部を、業務委託などの手法で外部の機関を利用し実現すること。

3 財政運営の健全化

(1) 計画的な財政運営

限られた財源の中で財政規律を堅持するために、具体的な数値目標を設定し、計画的な財政運営を行います。

(2) 歳入の確保

公共施設や公共媒体等における広告収入、町有財産の貸付・売却やふるさと納税など、自主財源を生み出す努力により歳入の確保を図ります。さらに使用料・手数料等の水準については、負担の公平性と適正な受益者負担の観点から、町民の理解を得ながら見直しを進めます。

一方、町税等につきましても町民の受益と負担の公平性を確保し、行政サービスの安定供給を図るため、さらなる収納率の向上に努めます。

(3) 施設の管理運営の見直し

施設の管理運営にあたっては、公共施設の老朽化に伴う維持・補修費などが増大することから、効率的かつ効果的な管理運営を目指すとともに、施設の設置目的や運営状況も考慮し、総合的かつ計画的な管理を行うため公共施設等総合管理計画を策定し合理化を図ります。

※ 公共施設管理等総合管理計画・・・地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画

(4) 事業会計の健全な運営

公営企業については、独立採算を確保する観点から公共性を確保しつつ、企業経営の原則である能率的・合理的な運営を行い、経営基盤の強化と行政サービスの向上に努めます。

また、事業計画に沿った事業・業務の見直し等を進めながら経営改善を図るとともに、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。

※ 公営企業・・・地方公共団体が企業として経営する事業の総称であり、九十九里町ではガス事業があてはまります。

(5) 特別会計の健全な運営

国民健康保険税、介護保険料など、特定の収入をもって事業を行う特別会計については、それぞれの給付内容や事業運営状況を常に検証し、見直しを行い、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。

4 外郭団体の健全な運営

町が出資等をしている外郭団体については、社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、その設立目的や存在意義について検討を進めていきます。

本町からの人的・財政的関与を見直していくとともに、当該団体と連携を図りながら、経営の改善や適正化の指導を行い、団体に対する支援などの軽減に取り組みます。さらに、当該団体の自主性・自立性を尊重した運営への移行を目指します。

※ 外郭団体・・・ある組織や団体の外部にあって、その業務遂行を手伝っている団体のこと。

第2章 組織・人事の見直し

本町では、これまでの行政改革の取り組みの中で、効率的かつ効果的な組織体制の確保と職員数の削減などを進めてきました。

こうした状況を踏まえ、限られた資源の中で、社会経済環境や町民ニーズに的確に対応し、さらなる行政サービスの向上を図るために、組織や給与の適正化、職員の適正配置に努める一方、職員の意欲・能力向上に向けた取り組みを行うなど、組織・人事の見直しに取り組みます。

1 組織の見直し

（１）組織の見直し

社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するため、町民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を確保するとともに組織の機能強化を図ることを目指し、継続的に組織の見直しを進めます。

（２）柔軟で機動的な組織運営

町民ニーズの変化や緊急の課題に、的確・迅速に対応するため、柔軟で機動的な組織運営を行います。組織をまたがったプロジェクトチーム等の組織体制を効果的に活用して、組織の柔軟性・機動性の向上を図ります。

（３）審議会等の見直し

審議会・協議会等の附属機関や、これに準ずる機関は、町民の町政参加の機会として、また外部有識者などの知見を活用する場としての重要性を踏まえ、設置目的の達成度や活動実績など考慮し、設置の見直しや会議の運営方法などについて、継続的に見直しを行います。

2 職員数の適正化と多様な人材の活用

（１）職員数の適正化

事業や組織の見直し、民間委託の推進、また社会経済の動向、町民ニーズの変化等を考慮しながら、適切な職員配置を行い職員数の適正化に努めます。

（２）多様な任用形態による人材の活用

事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じ、再任用職員、非常勤職員、臨時職員、任期付職員などの任用形態を考慮しつつ、多様な人材活用を進めます。

- ※ 再任用職員・・・定年退職した職員のうち、任期を定めて再任用された職員。
- ※ 非常勤職員・・・1年を単位として任用され、定型的業務に従事する職員
- ※ 臨時職員・・・一定の期間を定めて任用され、補助的業務に従事する職員
- ※ 任期付職員・・・高度の専門的な知識経験などを一定期間活用するため、任期を定めて任用された職員

3 給与の適正化

（１）給与制度等の適正化

職員の給与については、国・県・他の地方公共団体の状況や町の財政状況も考慮しながら、適正な給与水準となるよう継続的に制度・運用の見直しを行います。

（２）各種手当の見直し

各種手当については、その必要性や水準を継続的に検証し、国・県・他の地方公共団体の状況を考慮した上で、見直しを行います。

4 職員の意欲・能力を引き出す環境づくり

(1) 人事制度の継続的な見直し

職員の意欲・能力が最大限発揮される環境の実現に向けて、人事制度の継続的な見直しや改善に努めます。

※ 人事制度・・・組織の中で働く人々を位置付け（等級制度）、その働きぶりを確認し（評価制度）、それに対応した処遇を行い（給与制度）能力を開発していく（研修制度）ための仕組み。

(2) 職員の能力を高める人材育成

さまざまな行政課題に積極的に対応し、町民が満足できる行政サービスを提供するため、職員の能力開発を行います。

また、若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上などを軸とした研修を実施し、職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を高めるとともに、業務の管理能力や法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織の機能強化を図ります。

(3) 業務改善の推進

業務を行うにあたり、常に何が最良であるかの意識を持ち、事務処理方法等の改善を継続的に行って、行政サービスの向上と事務の効率化に努めます。

第3章 町民とともに進める公共サービスの向上

町民や地域団体などによる町民公益活動の活性化を促すとともに、公共サービスにおける連携・協力と役割分担を進め、町民協働によるまちづくりを推進することにより、サービスの向上と町民の暮らしに密着したサービスの提供を図ります。

また、町民の意見を反映した行政サービスの向上を目指すとともに、情報公開の推進と行政評価の活用により行政運営の透明性を確保します。

※ 地域団体・・・町内会・自治会など、より良い地域社会の形成に貢献するため、自発的かつ継続的な活動を行う団体

1 地域や町民との協働の推進

（１）町民協働によるまちづくりの推進

町民ニーズに対応した公共サービスの向上を目指すため、行政と町民等が良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組む、町民協働によるまちづくりを推進します。

そのため、政策の立案から事業の実施・検証までの各段階で、町民、町民公益活動団体、事業者等の参加・参画を促すとともに、町民公益活動をより活性化するための環境整備を図ります。

※ 町民公益活動団体・・・ボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO法人）など、公益活動を行う民間の団体

（２）町民公益活動との連携強化

行政と町民等がお互いに良きパートナーとして役割分担し、町民の暮らしに密着した公共サービスの提供が図られるよう、町民公益活動との連携を強化します。

そのため、地域団体などの町民公益活動を支援し活性化を促すとともに、職員の町民公益活動に対する意識の向上を図ります。

2 町民の声を反映した行政サービスの向上

町民から寄せられた行政サービスに対する意見・要望は、サービスの向上に向けた改善に活用します。

さまざまな手法により町民からの意見等を聴く体制を維持し、行政サービスの向上を目指します。

3 行政運営の透明性の確保

(1) 情報公開の積極的な推進

町民への説明責任の観点から、町民の立場に立って必要な情報が提供されるよう、情報公開を推進していきます。

また、請求に基づく公文書の公開のみならず、広報紙・ホームページ等を活用し、積極的な情報提供に努めます。

(2) 行政評価の定着と活用

行政評価については、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目的として、必要に応じて手法の工夫や見直しを行いながら継続的に実施するとともに、評価の結果をわかりやすく公表していきます。

九十九里町行政改革推進懇談会委員名簿

任期：平成28年11月17日～平成31年3月31日

	区 分	氏 名	備 考
1	経済団体を代表する者	飯 島 正 中	
2		石 橋 豊 和	副会長
3	自治区及び社会教育団体・福祉団体を代表する者	田 崎 聆	
4		板 倉 よし子	
5		杉 田 慎一郎	
6	行政経験者	長 野 正 己	会 長
7		鈴 木 智	
8	有 識 者	高 瀬 和 樹	
9		櫻 井 憲 子	
10		古 川 比呂子	

平成28年11月17日現在